

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例

条 項	許可の内容	手数料 (1件につき)
川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例第3条第2項第2号	法第50条の規定に基づく斜面地建築物の階数の制限に係る許可	27,000円